委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年9月1日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○知事		● 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県		
3. 市区町村名	宝塚市		
4. 届出番号	9		
5. 独自利用事務の事例番 号	116-1-1(2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/1012210/index.html		

執行機関名 宝塚市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		宝塚市個人番号の利用等に関する条例別表第1 第11の項 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	宝塚市指定保育所助成金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが穏やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	

⑦独自利用事務の関連規範		国塚巾指定保育所助成金父付要綱 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する 条例 施行規則第4条第2項 子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号 子ども・子育て支援法施行規則第22条